

お客様各位

2017年3月
巢鴨信用金庫

普通預金規定等一部変更のお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2017年4月3日（月）より、普通預金規定等を下記のとおり一部変更しますので、お知らせいたします。なお、変更後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

記

1. 変更した規定 すがも総合口座規定、普通預金規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定

2. 主な変更内容

(1) 共通取引規定の新設

各預金口座取引規定において共通する項目を「共通取引規定」として取りまとめました。

(2) 普通預金規定、決済用普通預金規定を統合しました。

(3) 各種変更

①振込金の受入れ

不正に利用されている口座、またはその恐れがある口座に対する、振込入金をお断りする項目を追加しました。

・共通取引規定 3 項－ 1

預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。（下線部追加）

②預金の払戻し

ア. 窓口等での預金払戻時の暗証番号による取り扱いを追加しました。

・各預金口座規程（預金の払戻し）

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または暗証）により記名押印（または暗証入力）して通帳とともに提出してください。

イ. 当該預金の払戻しを受ける正当な権限を有することを確認するための、ご本人様確認・資料の提示等の手続の追加。

前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有すること等を確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いませんのでご了承ください。（項目追加）

③解約等

預金口座解約のお手続きについて明確化しました。

・共通取引規定 10 項－ 1

(1) 預金口座を解約する場合には通帳、カードを利用されている場合は通帳およびカードを提出のうえ、当店に申出てください。なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約ができます。（下線部追加）

(4) 規定変更時の当金庫の取扱を明確にしました。

・共通取引規定 13 項（項目追加）

規定の変更

本規定集に収録されている規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、当金庫ホームページ及びその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

※変更後の新規定は巢鴨信用金庫のホームページにてご確認いただくか、窓口までお問合せください。[詳しくはこちら](#)